

北海道大学大学院保健科学研究院長候補者選挙管理委員会等に関する申合せ

平成 21 年 11 月 26 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、北海道大学大学院保健科学研究院長候補者選考内規（平成 20 年 4 月 3 日制定。以下「選考内規」という。）第 8 条第 2 項及び第 9 条の規定に基づき、保健科学研究院長候補者選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営並びに保健科学研究院長候補者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 委員会は、各分野から推薦された教授（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成 18 年海大達第 35 号）第 3 条第 2 号に該当する特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）6 名をもって組織する。

2 委員が第 1 次選挙により選出された候補者（以下「候補者」という。）となったときは、委員を辞退するものとする。

3 前項の規定により委員に欠員が出た場合は、当該分野から推薦された教授（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成 18 年海大達第 35 号）第 3 条第 2 号に該当する特任教員のうち、特任教授の職にある者を含む。）を委員とするものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

(業務)

第 4 条 委員会は、選考内規第 4 条第 1 項に規定する選挙の実施及び管理に関する次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 選挙の期日、第 1 次選挙結果及び第 2 次選挙結果の公示に関すること
- (2) 第 1 次選挙の通知に関すること
- (3) 第 1 次選挙投票所立会人の選出及び委嘱に関すること
- (4) 第 1 次選挙開票立会人の選出及び委嘱に関すること
- (5) 被選考資格者名簿の作成に関すること
- (6) 選挙資格者名簿の作成に関すること
- (7) 投票用紙の作成に関すること
- (8) 開票及び集計に関すること
- (9) 候補者に対する応諾又は辞退の意思確認に関すること
- (10) その他、委員会が必要と認める事項

(投票所立会人)

第 5 条 前条第 3 号に規定する第 1 次選挙における投票所立会人は、委員会の委員 2 名とする。

(開票立会人)

第 6 条 第 4 条第 4 号に規定する第 1 次選挙における開票立会人は専任の教員とし、教授、准教授又は講師、助教又は助手の各層から各 1 名、原則として、年長者をもって充てるものとする。

2 選考内規第 4 条第 4 項に規定する第 2 次選挙における開票立会人は、教授会において選出する。

(意思確認等)

第7条 委員会は、候補者に対し応諾又は辞退の意思確認を行うものとする。

2 委員会は、第1次選挙により選出された第1次候補者の氏名等及び前項に規定する意思確認の結果を得票順に公示するとともに、教授会に報告するものとする。

(所信表明)

第8条 第1次選挙において候補者となった者は、教授会において所信表明を行うものとする。

(代理投票及び不在者投票)

第9条 選挙における代理投票及び不在者投票は、認めない。

(無効投票)

第10条 選挙における次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しないもの
- (2) 2名以上の氏名を記載したもの
- (3) 被選考資格のない者の氏名を記載したもの
- (4) 氏名が明らかでないもの
- (5) 白票

2 投票の効力の有無は、委員会が決定する。

附 記

この申合せは、平成21年11月26日から実施する。

附 記

この申合せは、平成23年4月1日から実施する。

附 記

この申合せは、平成23年4月21日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

附 記

この申合せは、令和3年12月16日から実施し、令和2年4月1日から適用する。